令和4年3月30日

資料４

FATFと非営利組織について

議長　出口正之

FATFとは「マネーロンダリングに関する金融活動作業部会」と呼ばれる政府間機関。近年ではテロ資金供与対策の問題について大きな影響力を各国に与えている。

令和3年８月３０日にFATFの第4次対日相互審査報告書が公表された。

その中に「日本は、リスクのある非営利団体（以下、NPO 等）についての理解が十分ではなく、そのため、NPO 等の テロ資金供与対策のための予防的措置を強化するために、当局がターゲットを絞ったアウトリーチを行うことができない。このため、日本の NPO 等は、知らず知らずのうちに、テロ資金供与の活動に巻き込まれる危険性がある」（財務省仮訳）という記載がある。

本来ならば、この点に関して国が率先して国内の非営利法人等へのアウトリーチ活動を行うべきであるが、法人格がバラバラなために非常にアプローチが困難である。

この問題について重要な関心を寄せ続けることが「副首都」という大きな枠内で非営利法人の法人格の枠を超えた議論をしている「民都・大阪」フィランソロピー会議での責務と考えている。